

# 会員規約

## I 総則

### 第1条 定義・目的

本スクールは JEU DE PAUME「ジュドポーム」(以下本スクール) と称し、会員が本スクールを通して、

1. 人と人との出逢いを大切に、楽しい空間を作る
2. 心身の健康維持・増進及び会員相互の親睦を図ること

を目的として運営します。

本規約によって定める条項は本スクールに適用されるものとします。

### 第2条 運営管理

本テニススクールは規光コンサルタント株式会社(以下当社)が運営・管理を行います。

## II 会員

### 第3条 会員制度

- ①本スクールは会員制とします。
- ②本スクールに入会を希望する方は、本スクール規約に基づく契約を完了し、規定の料金を納入していただきます。
- ③本スクールの会員の種別及び受講料等は別紙に定めます。
- ④本スクールは会員の種別を新設・変更、または廃止することがあります。

### 第4条 入会制度

本スクールの入会資格は以下の通りとしま

す。

- ①本スクールの定める規約及び諸規則を遵守することに同意していること。(未成年者の場合は保護者の合意の上、連名にて申し込む。)
- ②刺青をしていないこと。
- ③暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力でないこと。
- ④医師により運動を禁じられていないこと。意識の喪失などの症状を招く疾病を有していないこと。
- ⑤妊娠中でないこと。
- ⑥本スクールが適当と認めたこと。

### 第5条 会員証

- ①本スクールは会員に対し、会員証を発行します。
- ②会員証は本人のみが使用できます。
- ③会員は本スクールを利用するにあたり、会員証を提示する必要があります。
- ④会員は会員証を紛失・汚損した場合、速やかに再発行の手続きをとらなければなりません。この場合再発行料を別途いただきます。

## III 諸手続き

### 第6条 入会手続き

- ①本スクールに入会を希望される場合、所定の申込用紙により手続きをしなければなりません。

②入会手続きにより本スクールの承認を得たのち、所定の方法で受講料を納入するものとします。

#### 第7条 休会・退会

休会と退会については、次の各項に従ってください。

①会員が自己都合により本スクールを休会・退会する場合は、別で定めた期日までに所定の書面により手続きを完了しなければなりません。

②休会・退会手続きは電話等による申し出は受け付けられません。

③休会・退会届提出後、会費、利用料等の未納金がある場合、これを完済していただきます。

④休会月あるいは退会月の会費は、休会あるいは退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

⑥会員が自己都合により会費を2ヶ月以上滞納した場合、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額払わなければなりません。

#### 第8条 資格の一時停止および除名

会員が次の各項に該当するときは、該当会員の会員資格を一時停止および除名することがあります。

①自己の都合により退会を申し出たとき。

②本スクールの名誉、信用を傷つけたとき。

③本規約やその他、本スクールの定めた諸規則に違反したとき。

④会費その他の債務を滞納し、催告に応じないとき。

⑤入会に際して、虚偽の報告をしたと判明したとき。

⑥本スクールの運営秩序を乱す、または他の会員に迷惑となる行為をしたとき。

⑦その他、前各項のほか会員として相応しくない言動があったと、認められたとき。

#### 第9条 資格喪失

会員は次の場合にその資格を喪失します。

①自己の都合により退会を申し出たとき。

②死亡したとき。

③除名処分を受けたとき。

## IV 諸費用

#### 第10条 会費

①会員は別紙に定める会費を、利用の有無に関わらず、退会月まで支払わなければなりません。

②会費は前納制とし、所定の方法で支払わなければなりません。

③本スクールは、会員が本スクールを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。

④一担納入した会費は、原則として、これを返還しません。

#### 第11条 諸費用の改定

本スクールは別に定める諸費用の改定を行うことができます。

## V その他

#### 第12条 営業日および営業時間

本スクールの営業日および営業時間の設定・変更は本スクールが決定し、所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により会員に周知するものとします。

### 第13条 施設の利用制限

本スクールは、競技会や諸行事、施設の管理等、スクールの運営上必要であると認められた場合、施設の全部または一部を制限することがあります。

### 第14条 休業

本スクールは次の理由によって施設の全部または、一部を休業或いは閉鎖することがある。

- ①気象、災害等その他やむを得ない理由で開場が不可能なとき。
- ②施設の点検、改修を行うとき。
- ③法令の制定、改廃、行政指導、その他やむを得ない事由が発生したとき。
- ④年末年始、夏季の休業を含む、本スクールが休業を必要としたとき。
- ⑤社会情勢、経済状況に重大な理由があるとき。

前項の告知はやむを得ない場合を除き、所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により行うものとします。

また、前項に該当する場合であっても、会員の受講料の支払義務は軽減または免除されないものとします。

### 第15条 責任事項

- ①本スクールで利用者の責に帰すべき事由により利用者または第三者に生じた人的、物的事故について、本スクールは一切損害賠償の責を負いません。
- ②利用者が本スクールの利用に際して生じた盗難、紛失について一切損害賠償の責を負いません。
- ③利用者が本スクールの利用に際して自己の責に帰すべき理由により本スクールまた

は第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

④利用者相互間に生じたトラブルについては、当事者である利用者相互間にて決するものとし、本スクールは一切の責を負いません。

⑤前各項の規定は、本スクールに故意または重大な過失がある場合には適用されないものとします。

## VI 附則

### 第16条 個人情報保護

本スクールは会員の個人情報を次の目的でのみ使用するものとし、目的の範囲を超えて利用する必要がある場合には、その旨会員にお知らせします。

- ①お問い合わせへの対応、記録保管のため。
- ②各種イベントの申込み受付・事務手続きのため。
- ③商品販売等の代金決済、アフターサービスのため。
- ④会員居住地のデータ分析等、個人を特定しない統計的情報管理のため。
- ⑤前各項のほか、本スクールの適正な運営のため。

### 第17条 解散

- ①本スクールは止むを得ざる事情による場合、解散することができます。この場合、3ヶ月に予告するものとします。
- ②解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- ③本スクール解散の場合、会員に対して特別の補償は行いません。

#### 第18条 規約の改正

- ①本スクールは運営上必要と認められる事項については必要に応じて利用規定を定めることができます。
- ②本規約の改正、変更は本スクールが定めるところとし、その効力は全ての会員に適用されます。

本規約は、2020年4月13日から発行します。